

株 主 各 位

大阪市北区大淀中一丁目1番30号
セ ン コ ー 株 式 会 社
代表取締役社長 福 田 泰 久

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき平成24年6月27日（水曜日）午後6時15分までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）より議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区大淀中一丁目1番30号
梅田スカイビル タワーウエスト36階 スペース36
3. 目的事項
報告事項
 1. 第95期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第95期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 執行役員及び常務理事に対し株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

4. 招集にあたっての決定事項

次頁【議決権の行使等についてのご案内】をご参照下さい。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.senko.co.jp/>）に掲載させていただきます。

【議決権の行使等についてのご案内】

1. **書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い**
書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
2. **インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い**
インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
3. **インターネットによる議決権行使のご案内**
インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。
当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

(1) 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotc.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です（但し、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）。
※「iモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。
- ② パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用下さい。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応していません。
- ④ インターネットによる議決権行使は、平成24年6月27日（水曜日）の午後6時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

(2) インターネットによる議決権行使方法について

- ① 議決権行使サイト（<http://www.evotc.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
- ② 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

事業報告

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の日本経済は、東日本大震災の発生直後に輸出・生産が大幅に落ち込みましたが、被災設備の復旧やサプライチェーンの回復により、景気は震災前の水準まで着実に回復してまいりました。しかしながら、海外経済の成長ペースの鈍化や、円高による輸出産業への影響、原油価格の高騰、電力不足問題など先行き不透明な状況が続いております。

物流業界におきましても、震災の影響による生産活動の落ち込みにより物量が大幅に低下したものの、サプライチェーンの復旧により急速に回復いたしました。しかし、円高やタイの洪水被害による輸出・生産への影響などからその後の物量は低調に推移いたしました。

このような環境の中、当社グループは、お客様の震災復旧・復興対応のご支援を経営の最重点課題と位置付けるとともに、平成22年4月にスタートさせた「Moving Global」をコーポレートスローガンとする、中期経営三ヵ年計画の2年目の年として、国内外で積極的な経営を進めてまいりました。国内では、千葉県野田市に当社最大の物流拠点となる「野田第1PDセンター」、「野田第2PDセンター」を開設し、大手GMS（総合スーパー）の物流業務を行うとともに関東地区での物流サービスを強化いたしました。さらに、宮崎県北部の倉庫拠点集約と保管面積拡大を目的とした「日向PDセンター」を宮崎県日向市に、北海道北広島市には北海道全域を対象とする物流サービスを拡充するための「北広島PDセンター」をそれぞれ開設いたしました。また、ケミカル製品の安定輸送、事業拡大を目的にケミカルタンカー「扇奥羽丸」を就航させました。海外では、米国ケンタッキー州に「ケンタッキー物流センター」を開設し、米国の現地企業や日系企業向けに物流業務を開始いたしました。また、商事・貿易事業の強化の一環として、包装資材・食品・酒類・生活雑貨の総合商社である「株式会社スマイル」を、新たな物流サービス分野への事業展開を図るため、楽器・精密機器・重量物・医療機器の輸送などを行う「中国ピアノ運送株式会社」を、それぞれ子会社として当社グループに迎えました。

この結果、震災の復旧需要をはじめ、災害関連商品や節電関連商品などの既存物量が増加したことや、9月に「株式会社スマイル」をグループ会社としたこと、新規顧客の積極的な開拓を行ったことなどにより、連結営業収益は2,703億61百万円と対前期比12.2%の増収となりました。

一方、利益面におきましては、燃料費の上昇などのマイナス要素があったものの、増収効果とコスト改善効果により、連結営業利益は82億74百万円と対前期比35.6%の増益、連結経常利益は83億33百万円と対前期比30.7%の増益となりました。連結当期純利益につきましては34億78百万円と対前期比53.8%の増益となりました。

当期の業績をセグメント別にご説明いたしますと、次のとおりであります。

(物流事業)

住宅物流事業での仮設住宅などの震災復旧需要、流通ロジスティクス事業での復旧に関わる住関連商品や節電関連商品、暑さ軽減商品などの既存物量が増加したこと、さらには新規顧客の積極的な開拓による売上拡大などがあり、事業収入は2,224億94百万円と対前期比5.2%の増収となりました。

(商事・貿易事業)

M&Aによる株式会社スマイルのグループ会社化、株式会社丸藤の売上拡大及び貿易事業の拡大、石油販売事業の売上の伸長が寄与し、事業収入は448億11百万円と対前期比67.9%の増収となりました。

(その他事業)

情報処理事業の売上伸長が寄与し、事業収入は30億55百万円と対前期比7.2%の増収となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期中に完成した設備の主なものは、野田第1PDセンター(千葉県野田市・倉庫認可面積76,606㎡)、野田第2PDセンター(千葉県野田市・倉庫認可面積27,284㎡)、北広島PDセンター(北海道北広島市・倉庫認可面積23,364㎡)及び日向PDセンター(宮崎県日向市・倉庫認可面積16,409㎡)であります。

(3) 資金調達の状況

借入金返済資金に充当するため、平成23年9月16日開催の取締役会決議に基づき、平成23年10月25日に第5回無担保社債50億円を公募により発行いたしました。

(4) 他の会社の株式その他の持分の取得

当社は、平成23年9月26日をもって、株式会社スマイルの株式を取得し、この結果、出資比率は92.6%となり、連結子会社といたしました。また、平成24年1月31日付をもって、中国ピアノ運送株式会社の全株式を取得し、連結子会社といたしました。

(5) 対処すべき課題

今後の日本経済の見通しにつきましては、新興国・資源国に牽引された海外経済の成長率の高まりや、震災復興関連の需要が徐々に顕在化することにより、緩やかに回復するものと考えられます。しかしながら、欧州債務問題などの海外経済の失速要因、本格的な震災復興需要の規模と発生時期の不透明性、電力受給の問題、円高傾向などの景気下振れ要因もあり、予断を許さない状況です。

当社グループは、このような環境の中で中期経営ビジョンに基づき、社会との共生を図り、従業員の成長志向を育み、高品質でコストパフォーマンスの高いサービスをグローバルに提供する「流通情報企業」をグループ全体で目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後共より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分		平成20年度 第92期	平成21年度 第93期	平成22年度 第94期	平成23年度 (当期)第95期
営 業 収 益	百万円	212,659	227,692	241,046	270,361
経 常 利 益	百万円	5,533	6,232	6,375	8,333
当 期 純 利 益	百万円	2,848	2,946	2,261	3,478
1株当たり当期純利益	円	25.95	26.83	18.44	27.65
総 資 産	百万円	154,212	168,131	177,284	202,847
純 資 産	百万円	52,130	55,123	60,604	63,274

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ス マ イ ル	570 ^{百万円}	94.0 %	包装資材製造販売業及び卸売業
イヌイ運送株式会社	385 ^{百万円}	51.0 %	貨物自動車運送事業及び引越業
センコー商事株式会社	300 ^{百万円}	100.0 %	石油類・情報処理機器等の販売
センコーエアラインアマン株式会社	300 ^{百万円}	100.0 %	貨物自動車運送事業、倉庫業及び小運搬構内作業
東京納品代行株式会社	98 ^{百万円}	65.9 %	百貨店納品代行業、商品管理及び流通加工業
関東センコー運輸株式会社	90 ^{百万円}	100.0 %	貨物自動車運送事業及び小運搬構内作業
センコー住宅物流株式会社	90 ^{百万円}	100.0 %	貨物自動車運送事業及び小運搬構内作業
大阪センコー運輸株式会社	90 ^{百万円}	100.0 %	貨物自動車運送事業及び小運搬構内作業
阪神センコー運輸株式会社	90 ^{百万円}	100.0 %	貨物自動車運送事業及び小運搬構内作業
中四国ロジスティクス株式会社	90 ^{百万円}	100.0 %	貨物自動車運送事業及び小運搬構内作業
センコー情報システム株式会社	60 ^{百万円}	100.0 %	情報処理受託業
株式会社センコー引越プラザ	60 ^{百万円}	100.0 %	小運搬構内作業及び引越の請負
株 式 会 社 丸 藤	50 ^{百万円}	100.0 %	家庭日用品卸売業
埼玉センコー運輸整備株式会社	50 ^{百万円}	100.0 %	小運搬構内作業及び自動車の修理
S - T A F F 株 式 会 社	45 ^{百万円}	100.0 %	労働者派遣事業
ロジ・ソリューション株式会社	30 ^{百万円}	93.3 %	3PL事業及び物流コンサルティング事業
東北センコー運輸株式会社	30 ^{百万円}	100.0 %	貨物自動車運送事業及び小運搬構内作業
滋賀センコー運輸整備株式会社	30 ^{百万円}	100.0 %	貨物自動車運送事業及び小運搬構内作業
東京納品代行西日本株式会社	30 ^{百万円}	65.9 %	百貨店納品代行業、商品管理及び流通加工業
江坂運輸株式会社	20 ^{百万円}	100.0 %	貨物自動車運送事業、倉庫業及び物流加工業

- (注) 1. 出資比率は間接保有を含んでおります。
2. 連結子会社は51社、持分法適用会社は1社であります。
3. 平成23年10月1日付をもって、大阪センコー運輸整備株式会社は商号を大阪センコー運輸株式会社に変更いたしております。
4. 平成23年9月26日に株式会社スマイルの株式を取得し、同社を連結子会社といたしております。
5. 平成23年11月18日に株式会社スマイルの株式を追加取得し、この結果、出資比率92.6%から94.0%となりました。

(8) 主要な事業内容

部 門	主 要 な 事 業 内 容
① 物 流 事 業	貨物自動車運送事業、鉄道利用運送事業、海上運送事業、国際運送取扱業、倉庫業、荷主の構内における原材料及び製品の包装・移動等の作業、物流センターの運営 等
② 商 事 ・ 貿 易 事 業	石油販売、商事販売及び貿易事業 等
③ そ の 他 事 業	情報処理受託業、自動車修理事業、保険代理業 等

(9) 主要な営業所

① 当 社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	大 阪 市 北 区	小 牧 支 店	愛 知 県 小 牧 市
札 幌 主 管 支 店	札 幌 市 東 区	三 重 支 店	三 重 県 鈴 鹿 市
札 幌 南 支 店	北 海 道 北 広 島 市	京 滋 主 管 支 店	滋 賀 県 守 山 市
仙 台 主 管 支 店	仙 台 市 宮 城 野 区	京 滋 業 務 セ ン タ ー	滋 賀 県 守 山 市
仙 台 北 支 店	宮 城 県 黒 川 郡 大 和 町	京 滋 東 支 店	滋 賀 県 東 近 江 市
関 東 主 管 支 店	千 葉 県 野 田 市	大 阪 主 管 支 店	大 阪 府 八 尾 市
関 東 業 務 セ ン タ ー	千 葉 県 野 田 市	関 西 業 務 セ ン タ ー	大 阪 府 八 尾 市
茨 城 支 店	茨 城 県 古 河 市	阪 神 支 店	大 阪 府 箕 面 市
柏 支 店	千 葉 県 柏 市	南 大 阪 支 店	大 阪 府 泉 大 津 市
埼 玉 主 管 支 店	さいたま市緑区	岡 山 主 管 支 店	岡 山 県 倉 敷 市
埼 玉 北 支 店	埼 玉 県 北 葛 飾 郡	岡 山 業 務 セ ン タ ー	岡 山 県 倉 敷 市
埼 玉 南 支 店	埼 玉 県 戸 田 市	広 島 支 店	広 島 県 東 広 島 市
東 京 主 管 支 店	東 京 都 港 区	九 州 主 管 支 店	福 岡 市 東 区
南 関 東 業 務 セ ン タ ー	東 京 都 港 区	九 州 業 務 セ ン タ ー	福 岡 市 東 区
東 東 京 支 店	千 葉 県 市 川 市	北 九 州 支 店	福 岡 市 東 区
神 奈 川 支 店	川 崎 市 川 崎 区	南 九 州 支 店	宮 崎 県 宮 崎 市
千 葉 支 店	千 葉 県 市 原 市	延 岡 支 店	宮 崎 県 延 岡 市
静 岡 主 管 支 店	静 岡 県 富 士 市	国 際 物 流 事 業 本 部	東 京 都 港 区
静 岡 西 支 店	静 岡 県 菊 川 市	海 運 部	大 阪 市 北 区
名 古 屋 主 管 支 店	名 古 屋 市 西 区	通 運 部	大 阪 市 北 区
中 部 業 務 セ ン タ ー	名 古 屋 市 西 区		

(注) 平成23年4月18日付をもって東京主管支店、南関東業務センターは東京都江戸川区から東京都港区に移転いたしております。

②主要な子会社

名 称	本 社 所 在 地
株 式 会 社 ス マ イ ル	東京都板橋区
イヌイ運送株式会社	東京都江東区
センコー商事株式会社	東京都港区
センコーエーラインアマノ株式会社	東京都江戸川区
東京納品代行株式会社	東京都港区
関東センコー運輸株式会社	茨城県古河市
センコー住宅物流株式会社	埼玉県蓮田市
大阪センコー運輸株式会社	大阪府摂津市
阪神センコー運輸株式会社	兵庫県尼崎市
中四国ロジスティクス株式会社	香川県高松市
センコー情報システム株式会社	大阪府八尾市
株式会社センコー引越プラザ	東京都大田区
株 式 会 社 丸 藤	神戸市灘区
埼玉センコー運輸整備株式会社	さいたま市緑区
S - T A F F 株 式 会 社	大阪市北区
ロジ・ソリューション株式会社	東京都港区
東北センコー運輸株式会社	宮城県亶理郡亶理町
滋賀センコー運輸整備株式会社	滋賀県草津市
東京納品代行西日本株式会社	大阪市住之江区
江 坂 運 輸 株 式 会 社	兵庫県西宮市

- (注) 1. 平成23年5月16日をもって、東京納品代行株式会社は東京都江東区から東京都港区に移転いたしております。
2. 平成23年10月1日をもって、大阪センコー運輸整備株式会社は商号を大阪センコー運輸株式会社に変更いたしております。
3. 平成23年9月26日に株式会社スマイルの株式を取得し、同社を連結子会社といたしております。

(10) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
8,069名	394名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,043名	53名減	41才2ヵ月	15年8ヵ月

(11) 主要な借入先

借入先	借入額
三菱UFJ信託銀行株式会社	7,795百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,860百万円
株式会社三井住友銀行	5,522百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 294,999,000株
- (2) 発行済株式の総数 125,806,009株 (自己株式3,183,467株を除く)
- (3) 株主数 7,401名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	15,692千株	12.5%
旭化成株式会社	11,676千株	9.3%
センコーグループ従業員持株会	7,740千株	6.2%
積水化学工業株式会社	6,785千株	5.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	5,142千株	4.1%
三菱UFJ信託銀行株式会社	4,252千株	3.4%
いすゞ自動車株式会社	4,139千株	3.3%
東京海上日動火災保険株式会社	3,439千株	2.7%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	3,169千株	2.5%
資産管理サービス信託銀行株式会社	2,561千株	2.0%

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,183,467株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における職務執行の対価として交付された取締役、監査役及び執行役員保有する新株予約権の状況

- ・新株予約権の数 433個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 433,000株
(新株予約権1個につき1,000株)
- ・取締役、監査役及び執行役員保有する新株予約権の区分別合計

区分	名称	行使価額	行使期間	個数	保有者数
取締役 (社内)	第1回新株予約権	1株あたり1円	平成19年7月21日から 平成39年6月30日まで	29個	5名
	第2回新株予約権	1株あたり1円	平成19年7月21日から 平成39年6月30日まで	8個	4名
	第4回新株予約権	1株あたり1円	平成20年7月2日から 平成40年6月30日まで	32個	5名
	第5回新株予約権	1株あたり1円	平成20年7月2日から 平成40年6月30日まで	11個	5名
	第6回新株予約権	1株あたり1円	平成21年7月2日から 平成41年6月30日まで	46個	8名
	第7回新株予約権	1株あたり1円	平成21年7月2日から 平成41年6月30日まで	6個	2名
	第8回新株予約権	1株あたり1円	平成22年7月2日から 平成42年6月30日まで	54個	8名
	第9回新株予約権	1株あたり1円	平成22年7月2日から 平成52年6月30日まで	6個	2名
	第10回新株予約権	1株あたり1円	平成23年7月2日から 平成43年6月30日まで	81個	11名
	取締役 (社外)	第10回新株予約権	1株あたり1円	平成23年7月2日から 平成43年6月30日まで	2個
監査役	第1回新株予約権	1株あたり1円	平成19年7月21日から 平成39年6月30日まで	6個	2名
	第4回新株予約権	1株あたり1円	平成20年7月2日から 平成40年6月30日まで	9個	2名
	第6回新株予約権	1株あたり1円	平成21年7月2日から 平成41年6月30日まで	12個	4名
	第8回新株予約権	1株あたり1円	平成22年7月2日から 平成42年6月30日まで	17個	4名
	第10回新株予約権	1株あたり1円	平成23年7月2日から 平成43年6月30日まで	19個	4名

(注) 上表の各新株予約権は、全て株式報酬型ストックオプションであります。

区 分	名 称	行使価額	行 使 期 間	個数	保有者数
執行役員	第2回新株予約権	1株あたり1円	平成19年7月21日から 平成39年6月30日まで	2個	1名
	第5回新株予約権	1株あたり1円	平成20年7月2日から 平成40年6月30日まで	4個	2名
	第7回新株予約権	1株あたり1円	平成21年7月2日から 平成41年6月30日まで	19個	9名
	第9回新株予約権	1株あたり1円	平成22年7月2日から 平成52年6月30日まで	25個	13名
	第11回新株予約権	1株あたり1円	平成23年7月2日から 平成53年6月30日まで	45個	15名

- (注) 1. 上表の執行役員は、取締役を兼務する執行役員を除いております。
2. 上表の各新株予約権は、全て株式報酬型ストックオプションであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

①第10回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ・新株予約権の数 102個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 102,000株
(新株予約権1個につき1,000株)
- ・新株予約権の発行価額 1株あたり218円
- ・新株予約権の行使価額 1株あたり1円
- ・新株予約権の行使期間 平成23年7月2日から
平成43年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - ア. 新株予約権者は、当社及び当社連結子会社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権行使期間の満了日まで、新株予約権を行使できるものとします。
 - イ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。）は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができます。
 - ウ. その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書にて定めるものとします。
- ・新株予約権の取得条項
当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができます。
- ・新株予約権の区分別交付状況

区 分	新株予約権の数	交付者数
取 締 役 (うち社外取締役)	83個 (2個)	12名 (1名)
監 査 役	19個	4名

②第11回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ・新株予約権の数 96個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 96,000株
(新株予約権1個につき1,000株)
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1株あたり1円
- ・新株予約権の行使期間 平成23年7月2日から
平成53年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - ア. 新株予約権者は、当社及び当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員及び常務理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権行使期間の満了日まで、新株予約権を行使できるものとします。
 - イ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。）は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができますものとします。
 - ウ. その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書にて定めるものとします。
- ・新株予約権の取得条項

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができます。
- ・新株予約権の区分別交付状況

区 分	新株予約権の数	交 付 者 数
執 行 役 員	45個	15名
常 務 理 事	51個	20名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成19年7月3日開催の取締役会決議に基づき発行した2012年7月20日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

発行決議の日	平成19年7月3日
〔転換社債型新株予約権付社債の内容〕	
社債の総額	50億円
社債の額面金額	500万円
利率	本社債には利息を付さない。
社債の発行日	平成19年7月20日
償還の方法及び期日	平成24年7月20日に本社債額面金額の100%で償還する。
募集方法	主幹事引受会社であるDaiwa Capital Markets Europe Limited, London, Geneva Branch及びその他の買取人の総額個別買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場（アメリカ合衆国を除く。）における募集。
当事業年度末日における社債の総額	49億円
〔新株予約権の内容〕	
社債に付された新株予約権の総数	1,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	<ul style="list-style-type: none"> ・普通株式 ・新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の合計額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えにする金銭の払込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権の行使に際しては、本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。 ・転換価額 395.2円
新株予約権の行使期間	平成19年8月3日から平成24年7月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、「会社計算規則」第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。 ・増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
当事業年度末日における新株予約権の総数	980個

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	福 田 泰 久	生産管理本部長
代表取締役 (副社長執行役員)	藤 森 正 三	ケミカル物流、住宅物流担当
取 締 役 (専務執行役員)	手 塚 武 興	商事事業担当、(兼)センコー商事㈱代表取締役社長、(兼)㈱丸藤代表取締役会長(兼)社長
取 締 役 (専務執行役員)	高 橋 久 男	3PL事業担当、(兼)ロジファクタリング㈱代表取締役社長、(兼)ロジ・ソリューション㈱取締役会長、(兼)センコーエーラインアマノ㈱取締役会長
取 締 役 (専務執行役員)	田 中 増 雄	AEO担当、(兼)国際物流事業本部長
取 締 役 (常務執行役員)	田 中 健 悟	生産管理本部副本部長
取 締 役 (常務執行役員)	山 中 一 裕	関東主管支店長、(兼)野田センコーロジサービ ス㈱代表取締役社長
取 締 役 (常務執行役員)	寺 町 博 文	ロジスティクス営業本部長
取 締 役 (執行役員)	森 本 康 司	安全環境担当、(兼)安全環境管理部長
取 締 役 (執行役員)	川 瀬 由 洋	人事担当、(兼)センコー情報システム㈱代 表取締役社長
取 締 役 (執行役員)	尾 池 和 昭	東京主管支店長
取 締 役	飴 野 仁 子	関西大学商学部准教授
常 勤 監 査 役	遠 山 泰	
常 勤 監 査 役	岡 本 克 美	
常 勤 監 査 役	辻 正 和	
常 勤 監 査 役	松 本 雄 三	

- (注) 1. 取締役飴野仁子氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役辻 正和及び松本雄三の両氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役遠山 泰氏は、当社において経理部門の業務経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、東京証券取引所及び大阪証券取引所に対して、取締役飴野仁子及び常勤監査役辻 正和の両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

5. 平成24年4月1日付をもって、取締役の担当及び重要な兼職の状況が変更され、次のとおりとなりました。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 (常務執行役員)	田 中 健 悟	生産管理本部副本部長、(兼)経営管理担当
取 締 役 (常務執行役員)	山 中 一 裕	関東主管支店長
取 締 役 (執行役員)	森 本 康 司	安全品質環境担当
取 締 役	飴 野 仁 子	関西大学商学部教授

(ご参考) 平成24年4月1日現在の取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
常 務 執 行 役 員	宮 津 純 二	京滋主管支店長
常 務 執 行 役 員	大 迫 友 行	百貨店物流担当、(兼)東京納品代行(株)代表取締役社長
執 行 役 員	山 本 隆 志	大阪主管支店長
執 行 役 員	白 木 健 一	住宅物流営業本部長、(兼)住宅物流営業部長
執 行 役 員	米 司 博	ロジスティクス営業本部副本部長
執 行 役 員	谷 口 玲	海運部長
執 行 役 員	多 田 政 美	札幌主管支店長、(兼)札幌南支店長、(兼)札幌センコー運輸(株)代表取締役社長
執 行 役 員	佐々木 信 郎	広報担当、(兼)社長室長
執 行 役 員	澤 田 孝 志	仙台主管支店長
執 行 役 員	是 沢 可 人	延岡支店長
執 行 役 員	室 崎 行 雄	岡山主管支店長
執 行 役 員	鶴 留 和 治	関東主管支店副主管支店長、(兼)野田センコーロジサービス(株)代表取締役社長
執 行 役 員	伊 藤 彰	ケミカル物流営業本部長、(兼)ケミカル物流第2営業部長
執 行 役 員	瑠璃垣 潔	総務担当、(兼)中国事務所担当
執 行 役 員	川 崎 寛 治	茨城支店長
執 行 役 員	前 田 龍 宏	静岡主管支店長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	15名 (1名)	365百万円 (2百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	86百万円 (43百万円)
合 計 (うち社外役員)	19名 (3名)	452百万円 (45百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第90回定時株主総会において年額400百万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また別枠で、株式報酬型ストックオプションの額として年額300百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第90回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。また別枠で、平成22年6月29日開催の第93回定時株主総会において株式報酬型ストックオプションの額として年額7百万円以内と決議いただいております。
3. 報酬等の額には、当事業年度中に費用計上した役員賞与引当金及び平成23年5月24日開催の取締役会決議に基づいた株式報酬型ストックオプションの額を含んでおります。
4. 取締役の支給額に使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

①取締役 飴野 仁子

ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役飴野仁子氏は、関西大学商学部の准教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当ありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

平成23年6月29日就任以降開催の取締役会に10回中9回出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、大学准教授という専門の知識と経験に基づいた意見を述べています。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役飴野仁子氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

②監査役 辻 正和

ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当ありません。

- イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当ありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況
平成23年度の取締役会12回すべてに出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、企業経営等の豊富な経験に基づいた意見を述べています。
平成23年度の監査役会22回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
また、経営トップとの定期的な意見交換会を実施するとともに、適宜、支店、営業所、グループ会社等の現場往査を行っています。

③監査役 松本 雄三

- ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当ありません。
- イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当ありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況
平成23年度の取締役会12回すべてに出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、企業経営等の豊富な経験に基づいた意見を述べています。
平成23年度の監査役会22回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
また、経営トップとの定期的な意見交換会を実施するとともに、適宜、支店、営業所、グループ会社等の現場往査を行っています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

大手前監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ①「公認会計士法」第2条第1項の監査業務の報酬
48百万円
- ②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
48百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、「会社法」・「公認会計士法」等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① グループ全体のCSR（企業の社会的責任）経営を推進するため、コンプライアンス、企業倫理、内部統制、危機管理、安全衛生、環境推進各委員会とそれを統括するCSR推進委員会を設置し、グループ全体のCSR経営体制を構築する。
 - ② 企業倫理・法令順守の強化に向けて「センコー企業行動基準」及び「企業倫理ヘルプライン」の運用について、総務部の統括管理の下で、各担当部門において周知徹底、充実を図る。
 - ③ 取締役会は、「取締役会規程」及び「職務権限表」の定めるところに従い招集し、決議を行う。
 - ④ 監査役は、法令及び監査役会において定める監査方針に従い、取締役及び執行役員の職務執行を監査する。
 - ⑤ 監査室（内部監査部門）は、適切な業務運営体制を確保すべく、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役会へ報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報は、総務部において横断的に統括し、各担当部門において別途定められた社内規則に基づき、夫々の担当職務に従い適切に保存、管理するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社グループが直面するリスクに対し、組織的かつ適切な予防策及び善後策を講じるために、「リスク管理規程」を定めるとともに、危機管理委員会の下で統括的なリスクマネジメントを行う。
 - ② リスク毎に担当部門を定め、リスクの評価、低減、発生時の適切な対応等に向けた規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を実施する。
 - ③ リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、当該部門は、取締役会に報告を行う。
 - ④ 監査室は、リスク対策等の状況を検証し、代表取締役及び監査役会へ報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 執行役員制度に基づき、取締役会の機能強化に向けた「経営の意思決定・監督」と「業務執行」の各機能の分離、双方の機能強化と責任の明確化を図る。
 - ② 「職務権限表」及び総務部の統括管理の下で、各担当部門において別途定める意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
 - ③ 会社に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、会議体を組織し、審議する。
- (5) 株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 経営管理部（関係会社統括担当部門）は、前項までの4項目の体制を全関係会社へ展開することにより、グループにおける統一的な管理体制の確立を図る。

- ②監査役が関係会社の監査役との連携を図り、グループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるような体制を構築する。
- (6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査室所属の使用人が監査役会の職務を補助する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査室所属の使用人の人事異動・考課については、あらかじめ監査役会の同意を要するものとする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は下記の事項を監査役会に報告する。
・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
・上記のほか監査役会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
- (9) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会に出席する他、執行役員の実務執行状況及び重要な意思決定の過程を把握するため、経営会議、CSR推進委員会等の重要会議に出席するとともに、毎年1回、取締役及び執行役員に対し、ヒアリングを行い、業務執行状況に関する確認書の提出を求める。
- ② 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努める。
- ③ 監査役会は、必要に応じて、会計監査人に対して報告を求める。
- (10) 財務報告の信用性を確保するための体制
「金融商品取引法」及びその他の法令の定めに従い、財務報告の信頼性と適切性を確保するため、財務諸表に係る内部統制システムを構築する。また、その仕組みが適正に機能し、運用が継続されるよう評価及び是正を行う。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた体制
反社会的な勢力・団体と関係を持たず、不当な要求に屈しないことを「セントリー企業行動基準」に定めるとともに、不当な要求に対してはグループ全体で毅然とした対応をとる。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	64,254	流 動 負 債	68,084
現 金 及 び 預 金	13,354	支 払 手 形 及 び 営 業 未 払 金	32,297
受 取 手 形 及 び 営 業 未 収 入 金	40,688	一 年 内 償 還 予 定 の 新 株 予 約 権 付 社 債	4,900
た な 卸 資 産	4,430	短 期 借 入 金	13,936
繰 延 税 金 資 産	2,051	リ ー ス 債 務	2,066
そ の 他	3,782	未 払 法 人 税 等	2,281
貸 倒 引 当 金	△53	賞 与 引 当 金	3,125
固 定 資 産	138,592	役 員 賞 与 引 当 金	172
有 形 固 定 資 産	96,139	災 害 損 失 引 当 金	43
建 物 及 び 構 築 物	45,806	そ の 他	9,260
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	5,814	固 定 負 債	71,489
工 具 、 器 具 及 び 備 品	859	社 債	12,000
土 地	39,837	長 期 借 入 金	40,422
建 設 仮 勘 定	229	リ ー ス 債 務	4,075
リ ー ス 資 産	3,591	退 職 給 付 引 当 金	9,468
無 形 固 定 資 産	7,235	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	66
投 資 そ の 他 の 資 産	35,217	特 別 修 繕 引 当 金	52
投 資 有 価 証 券	4,754	資 産 除 去 債 務	316
長 期 貸 付 金	4,223	そ の 他	5,087
差 入 保 証 金	8,810	負 債 合 計	139,573
繰 延 税 金 資 産	4,000	純 資 産 の 部	
そ の 他	13,709	株 主 資 本	61,155
貸 倒 引 当 金	△280	資 本 金	20,521
資 産 合 計	202,847	資 本 剰 余 金	18,782
		利 益 剰 余 金	22,901
		自 己 株 式	△1,049
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	269
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	157
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	156
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△44
		新 株 予 約 権	149
		少 数 株 主 持 分	1,700
		純 資 産 合 計	63,274
		負 債 純 資 産 合 計	202,847

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		270,361
営 業 原 価		245,426
営 業 総 利 益		24,935
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		16,661
営 業 利 益		8,274
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	181	
受 取 配 当 金	912	
雑 収 入	788	1,882
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,200	
雑 支 出	622	1,823
経 常 利 益		8,333
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	174	174
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	302	
固 定 資 産 除 却 損	190	
特 別 退 職 金	179	
リ ー ス 解 約 損	50	723
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		7,783
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		2,705
法 人 税 等 調 整 額		1,525
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		3,553
少 数 株 主 利 益		74
当 期 純 利 益		3,478

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成23年4月1日 残高	20,521	18,782	20,806	△1,046	59,063
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,383		△1,383
当期純利益			3,478		3,478
自己株式の取得				△2	△2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,094	△2	2,092
平成24年3月31日 残高	20,521	18,782	22,901	△1,049	61,155

	その 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	少数株主 持 分	純 資 産 計 合
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
平成23年4月1日 残高	2	△9	△31	△38	107	1,472	60,604
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,383
当期純利益							3,478
自己株式の取得							△2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	154	166	△13	307	41	228	577
連結会計年度中の変動額合計	154	166	△13	307	41	228	2,669
平成24年3月31日 残高	157	156	△44	269	149	1,700	63,274

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 51社

主要な連結子会社名は、「事業報告 1. 企業集団の現況に関する事項 (7) 重要な子会社の状況」に記載しております。

なお、新たに株式を取得したことにより株式会社スマイル及びその子会社3社、中国ピアノ運送株式会社を、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 上記51社以外のセンコービジネスサポート株式会社以下17社はいずれも小規模であり、合計の総資産、営業収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

大連保税区貝思特国際貿易物流有限公司

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（センコービジネスサポート株式会社以下17社）及び関連会社（守山包装株式会社以下2社）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社は決算日が連結決算日と異なっており、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち広州扇拡物流有限公司以下海外子会社4社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの …………… 期末日の市場価額等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …………… 移動平均法に基づく原価法

②デリバティブ …………… 時価法

③たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品 …………… 主として、総平均法

製品 …………… 主として、個別法

販売用不動産 …………… 個別法

仕掛品 …………… 主として、個別法

原材料 …………… 最終仕入原価法

貯蔵品 …………… 主として、移動平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

(リース資産を除く) …………… 定額法

但し、機械装置、船舶の一部及び工具器具備品については、主として定率法を採用しております。

②無形固定資産

(リース資産を除く) …………… 定額法

③リース資産 …………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理方法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額に基づいて計上しております。

役員賞与引当金 …………… 役員に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額に基づいて計上しております。

退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
役員退職慰労引当金	連結子会社の一部は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
災害損失引当金	東日本大震災に伴う復旧費用等の支出に備えるため、当連結会計年度末における見積り額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア開発に係る営業収益及び営業原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの	工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）
その他のもの	工事完成基準

(5) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理を行っております。なお、為替予約取引について振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップ取引について特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
ヘッジの手段とヘッジ対象	
ヘッジ手段	デリバティブ取引（為替予約取引及び金利スワップ取引）
ヘッジ対象	外貨建営業未払金、外貨建仕入予定取引及び変動金利借入金
ヘッジ方針	将来の為替相場変動によるリスクのヘッジ及び金利相場変動による損失の可能性を減殺することを目的としてヘッジ会計を行っております。
ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動等を相殺するものと見込まれるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、実質的判断による償却期間の見積りが可能なものはその見積り年数で、その他については5年間で、定額法により償却を行っております。

(7) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜き方式によっております。

(8) 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

(単位：百万円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務	
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期 末 残 高
建 物	423	道路交通事業 財団抵当権	一年内返済予定の 長期借入金	100
車 両 運 搬 具	2			
土 地	2,225			
計	2,651		計	100

(注) 上記のほか、宅地建物取引業法の規定により、営業保証金の代用として投資有価証券(9百万円)を担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

71,699百万円

3. 偶発債務

(1) 保証債務

リース債務に対する連帯保証 19百万円

借入金に対する連帯保証 154百万円

従業員の住宅資金借入金に対する連帯保証 2百万円

(2) 債権の流動化に伴う買戻義務限度額 385百万円

(3) 差入保証金の流動化に伴う遡及義務 139百万円

(4) 受取手形裏書譲渡高 46百万円

4. 期末日満期手形の処理方法

当連結会計年度末日は銀行休業日ではありますが、期末日満期手形については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

期末残高から除かれている期末日満期手形は次のとおりであります。

受取手形

241百万円

支払手形

31百万円

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	128,989,476		—		—	128,989,476

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

普通株式

12,976,785株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	629	5.00	平成23年 3月31日	平成23年6月30日
平成23年10月27日 取締役会	普通株式	754	6.00	平成23年 9月30日	平成23年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	754	6.00	平成24年 3月31日	平成24年6月29日

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループはさらなる事業の成長を図るための設備投資計画に対する必要資金を銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余剰資金については、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、商品輸入取引に係る為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は実施していません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び営業未収入金は取引先の信用リスクに晒されており、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、各取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式や資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び営業未払金は、1年以内の支払期日であります。

外貨建営業未払金は、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替の変動リスクをヘッジするため為替予約取引を行っております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

変動金利の借入金は、支払金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期借入金の一部については支払金利の変動リスクをヘッジするため金利スワップ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは親会社への資金集中による資金の一元管理を実施し、親会社でのグループ資金決済及び調達、残高のモニタリング及び資金繰り管理を実施しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には一定の前提条件により合理的に算定された価額が含まれているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
1) 現金及び預金	13,354	13,354	—
2) 受取手形及び営業未収入金	40,688	40,688	—
3) 投資有価証券 その他有価証券	3,046	3,046	—
4) 長期貸付金(一年内償還分含む)	4,252		
貸倒引当金 (*1)	△77		
	4,174	4,511	337
5) 支払手形及び営業未払金	(32,297)	(32,297)	—
6) 短期借入金	(9,264)	(9,264)	—
7) 社債	(12,000)	(11,920)	△79
8) 転換社債型新株予約権付社債	(4,900)	(4,848)	△51
9) 長期借入金(一年内返済分含む)	(45,093)	(45,131)	37
10) リース債務	(6,141)	(5,931)	△210
11) デリバティブ取引	156	156	—

(*1) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

注1. 連結貸借対照表計上額及び時価において、負債に計上されているものは()で表示しております。

注2. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

1) 現金及び預金、2) 受取手形及び営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

4) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

5) 支払手形及び営業未払金、6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

7) 社債、8) 転換社債型新株予約権付社債

当社の発行する社債は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

9) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いた現在価値により算定しております。

10) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

11) デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

なお、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている営業未払金と一体として処理しているため、その時価は当該営業未払金の時価に含めて記載しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

注3. 非上場有価証券（連結貸借対照表計上額1,001百万円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

V. 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	488円25銭
2. 1株当たり当期純利益	27円65銭

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	39,520	流 動 負 債	48,861
現金及び預金	8,750	支払手形	3,865
受取手形	607	営業未払金	12,155
営業未収入金	20,222	1年内償還予定の新株予約権	4,900
販売用不動産	3	短期借入金	7,950
貯蔵品	119	1年内返済予定の長期借入金	4,328
前払費用	40	リース債務	1,741
前払費用	1,405	未払金	1,802
短期貸付金	1,237	未払費用	1,706
繰延税金資産	1,331	未払法人税等	1,578
未収入金	5,332	預り金	6,513
その他	484	賞与引当金	1,838
貸倒引当金	△14	役員賞与引当金	108
		災害損失引当金	43
固 定 資 産	134,052	その他	329
有 形 固 定 資 産	89,188	固 定 負 債	68,210
建物	40,378	社債	12,000
構築物	2,810	長期借入金	40,023
機械及び装置	991	リース債務	3,495
船舶	2,873	長期未払金	3,467
車両運搬具	991	退職給付引当金	7,952
工具、器具及び備品	691	特別修繕引当金	52
土地	37,247	資産除去債務	300
建設仮勘定	239	その他	919
リース資産	2,964	負 債 合 計	117,072
無 形 固 定 資 産	2,759	純 資 産 の 部	
借地権	583	株主資本	56,246
電話施設利用権	125	資本金	20,521
権利金	149	資本剰余金	18,782
リース資産	1,901	資本準備金	18,612
投 資 そ の 他 の 資 産	42,103	その他資本剰余金	170
投資有価証券	3,249	利益剰余金	17,992
関係会社株式	11,597	利益準備金	1,505
関係会社出資金	875	その他利益剰余金	16,486
長期貸付金	3,043	固定資産圧縮積立金	1,548
差入保証金	7,208	特別償却積立金	41
前払年金費用	2,704	別途積立金	12,317
繰延税金資産	3,450	繰越利益剰余金	2,578
その他	10,240	自 己 株 式	△1,049
貸倒引当金	△266	評価・換算差額等	105
		その他有価証券評価差額金	105
資 産 合 計	173,572	新株予約権	149
		純 資 産 合 計	56,500
		負 債 純 資 産 合 計	173,572

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		182,586
営 業 原 価		170,201
営 業 総 利 益		12,385
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,786
営 業 利 益		5,598
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	180	
受 取 配 当 金	928	
雑 収 入	645	1,755
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,172	
雑 支 出	456	1,629
経 常 利 益		5,724
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	302	
特 別 退 職 金	179	
固 定 資 産 除 却 損	148	
リ ー ス 解 約 損	37	668
税 引 前 当 期 純 利 益		5,056
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,582
法 人 税 等 調 整 額		1,302
当 期 純 利 益		2,172

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資 本 準 備 金	其 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	其 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
平成23年4月1日 残高	20,521	18,612	170	18,782	1,505	1,430	46	12,817	1,404	17,203
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の積立						121			△121	
固定資産圧縮積立金の取崩						△3			3	
特別償却積立金の積立							5		△5	
特別償却積立金の取崩							△10		10	
別途積立金の取崩								△500	500	
剰余金の配当									△1,383	△1,383
当期純利益									2,172	2,172
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	118	△4	△500	1,174	788
平成24年3月31日 残高	20,521	18,612	170	18,782	1,505	1,548	41	12,317	2,578	17,992

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成23年4月1日 残高	△1,046	55,460	△21	△21	107	55,547
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の積立						
固定資産圧縮積立金の取崩						
特別償却積立金の積立						
特別償却積立金の取崩						
別途積立金の取崩						
剰余金の配当		△1,383				△1,383
当期純利益		2,172				2,172
自己株式の取得	△2	△2				△2
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			126	126	41	167
事業年度中の変動額合計	△2	785	126	126	41	953
平成24年3月31日 残高	△1,049	56,246	105	105	149	56,500

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 …………… 移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …………… 移動平均法に基づく原価法

(2) デリバティブ…………… 時価法

(3) たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

販売用不動産 …………… 個別法

貯蔵品 …………… 移動平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）… 定額法

但し、機械装置及び工具器具備品については、定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）… 定額法

(3) リース資産 …………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理方法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額に基づいて計上しております。
役員賞与引当金	役員に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
災害損失引当金	東日本大震災に伴う復旧費用等の支出に備えるため、当事業年度末における見積り額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	当社は、繰延ヘッジ処理を行っております。なお、金利スワップを利用しているものについては、特例処理を適用しております。
ヘッジの手段とヘッジ対象	
ヘッジ手段	デリバティブ取引（金利スワップ取引）
ヘッジ対象	変動金利借入金
ヘッジ方針	当社は、金利相場変動による損失の可能性を減殺することを目的としてヘッジ会計を行っております。
ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動等を相殺するものと見込まれるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

5. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜き方式によっております。

6. 追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

(単位：百万円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務	
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期 末 残 高
建 物	423	道路交通事業 財団抵当権	一年内返済予定の 長期借入金	100
車 両 運 搬 具	2			
土 地	2,225			
計	2,651		計	100

(注) 上記のほか、宅地建物取引業法の規定により、営業保証金の代用として投資有価証券（9百万円）を担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 64,677百万円

3. 偶発債務

(1) 保証債務

仕入債務等に対する連帯保証 397百万円

リース債務に対する連帯保証 19百万円

借入金に対する連帯保証 529百万円

(2) 債権の流動化に伴う買戻義務限度額 277百万円

(3) 差入保証金の流動化に伴う遡及義務 139百万円

4. 関係会社に対する短期金銭債権 5,915百万円

5. 関係会社に対する長期金銭債権 2,789百万円

6. 関係会社に対する短期金銭債務 5,944百万円

7. 期末日満期手形の処理方法

当事業年度末日は銀行休業日ですが、期末日満期手形については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

期末残高から除かれている期末日満期手形は次のとおりであります。

受取手形 77百万円

III. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社に対する売上高 4,920百万円

2. 関係会社よりの仕入高 39,133百万円

3. 関係会社との営業取引以外の取引高 817百万円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 (注)	3,174,635	8,832	—	3,183,467

(注) 自己株式の増加8,832株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
退職給付引当金損金算入限度超過額		3,415百万円
賞与引当金損金算入限度超過額		974百万円
減損損失否認		384百万円
土地評価損否認		302百万円
子会社株式評価損		281百万円
未払社会保険料		144百万円
未払事業税		127百万円
減価償却超過額		120百万円
資産除去債務		106百万円
ゴルフ会員権評価損		94百万円
その他		215百万円
繰延税金資産小計		6,167百万円
評価性引当額		△402百万円
繰延税金資産合計		5,765百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金		△855百万円
その他有価証券評価差額金		△58百万円
資産除去債務		△46百万円
特別償却積立金		△23百万円
繰延税金負債合計		△983百万円
繰延税金資産の純額		4,781百万円

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

当社は、物流関連機器及びコンピュータ機器等の一部について、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しており、このうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

VII. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東京納品代行 株式会社	所有 直接65.9%	物流センターの共同 運営及び資金の 援助等	グループ資金 管理	— (注)	未収入金	3,425

取引の条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社ではセンコーグループ内の資金の一元管理を行っており、貸借を双方向で反復継続的に行っているため、取引金額を記載しておりません。なお、金利については市場金利を勘案して決定しております。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	447円93銭
2. 1株当たり当期純利益	17円27銭

独立監査人の監査報告書

平成24年5月14日

センコー株式会社
取締役会御中

大手前監査法人

指定社員 公認会計士 後藤芳朗 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 古谷一郎 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 栞矢晋 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、センコー株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、センコー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成24年 5月14日

センコー株式会社
取締役会 御中

大手前監査法人

指定社員 公認会計士 後藤 芳 朗 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 古 谷 一 郎 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 栞 矢 晋 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、センコー株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人大手前監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人大手前監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月18日

センコー株式会社 監査役会

常勤監査役 遠山 泰 ㊟

常勤監査役 岡本 克美 ㊟

常勤監査役
(社外監査役) 辻 正和 ㊟

常勤監査役
(社外監査役) 松本 雄三 ㊟

以 上

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

92個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。但し、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成24年7月3日から平成54年6月30日までとする。但し、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社及び当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員及び常務理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から上記(4)に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

②新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。）は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。

③その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書にて定めるものとする。

(7) 新株予約権の取得の条件

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

①合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以 上

